



新羅官位制についての若干の疑問

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2013-11-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 黒田, 達也 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00008032

新羅官位制についての若干の疑問

A few Questions about the Official Rank System in Silla

黒田 達也*

Tetsuya KURODA *

(昭和57年4月15日受理)

あ ら ま し

6世紀前半に新羅において「十七等官位」が成立したとされているが、第一位伊伐滄から第五位大阿滄については、1つの位としてとらえることができるものであり、中国の「散官」の如きものと考えられる。

1. はじめに

『三国史記』新羅本紀儒理尼師今9年条と同職官志上に十七等官位に関する記述がみられる。この十七等官位が儒理尼師今9年に制定されたという『三国史記』の伝承が信用できないことは言うまでもないが、真興王代の碑文にその多くが見えているので、真興王代には「十七等」のうちの大半が存在したと考えてよいと思われる。「職官志」上によると、大阿滄以上は真骨者のみに与えられるもので、執事部中侍(侍中)や兵部令等の重要官司の長官はこれらの官位を有する官人が任じられたという。しかし、「職官志」がある時期の事実を伝えているとしても、実例をみれば、官位制成立後のいずれの時期にもこの記述があてはまるとは言えないようである。しかも、更に、宮崎市定氏によって、大阿滄以上が大阿滄として一括されていた時代があったのではないかと推測されている¹⁾この宮崎説はほとんどかえりみられずに今日に至っているようであるが、私にはきわめて重大な問題提起と思われるのである。

宮崎説の根拠は次の5点にまとめることができる。

- ① 『高麗史』第一高麗世紀では、阿干(阿滄)・大阿干(大阿滄)が新羅の最古の官人に対する称呼であることが指摘されている。
- ② 「新羅本紀」訖解尼師今条に、急利が阿滄の位で後世の伊伐滄の職を行ない、それから位が上って伊滄となったとあるが、この伊滄は後世ならば大阿滄のはずである。
- ③ 『日本書紀』大化3年条に「大阿滄金春秋」とあるが、「新羅本紀」ではそれより5年溯った善徳11年の条に伊滄とみえる。
- ④ 「職官志」によれば、阿滄は四重阿滄まで、大奈麻は九重まで、奈麻は七重までであり、1つの位が数等に分かれている。
- ⑤ 『釈日本紀』第13に「奈麻礼の冠、私記に曰く、案ずるに新羅国七位の冠なり」とある。

以上の論拠のうち、②は「新羅本紀」景德11年3月条に原神・龍方が級滄から大阿滄になったとあることからして有効なものとはなりえない。また、阿滄・大奈麻・奈麻が数等に分かれていることから大阿滄も数等に分かれていたとされる④も、阿滄・大奈麻・奈麻が数等に分

*一般教養科 (Department of General Education)

れていたのが身分制によるものである²⁾ことから正当とは言えない。しかし、①③⑤の論拠はまだ有効であると考えられる。そこで、本稿では、宮崎氏が大阿漚以上の5階を一括しうると推測されたことについて、具体例を見ながら考えていくことから、新羅の「官位」の一端なりとも明らかにしてみることにしたい。

2. 官人の官位の降下について

一般的には、官人は低い官位から高い官位へと昇進し、官位が下ることはめったにないことと考えられる。しかるに、「新羅本紀」では、たとえ一時的なことであれ、官位が下っている官人や、国王の父・祖あるいは妃の父というような縁者で、先出の官位よりも後出のそれの方が低いものが幾人か見うけられる。次表はそのような官人とその官位の移りかわりをまとめたものである。

官人名	大角干	角干	伊漚	迎漚	波珍漚	大阿漚	阿漚
文忠		④文武8.6	②太宗5.正 [*]	③太宗8.2	①太宗2.正		
金文王			①太宗2.3 [*] ③文武5.2	②太宗8.2			
金仁泰		①太宗2.3 [*]	②文武8.6				
金智鏡			①太宗2.3 [*]		②文武7.7 [*] ③文武8.3 ④文武8.6		
金愷元			①太宗2.3 [*] ④神文3.5 [*]			②文武7.7 [*] ③文武8.6	
金庚信	①太宗2.10 ③文武7.8 ④文武8.6		②太宗7.正				
日原						①文武7.7	②文武8.6
良囷					④文武9.5	①太宗8.2 ③文武8.6	②文武2.2
真福		③神文元.8	①文武5.2	②文武8.6			
金俊邕	[昭聖条]				②元聖6.	元聖7.10 ①元聖5. [*]	
金彦昇	[憲徳条]	④哀莊元. [*]	③元聖11.	②元聖7. [*]	①元聖10.2		②哀莊前紀
金均貞			②憲徳14.3			①哀莊3.12	③興徳10.2
金雄元			①憲徳3.2	②憲徳14.3			
金祐徴						①憲徳14.3 ②興徳3.正	③僖康元. ④僖康2.4 ⑤閔哀元.2
金舒玄		①太宗		②文武			
金礼英		①憲徳	②神武				
忠恭		①憲徳14.3				②閔哀	
金啓明					①文聖10.		②景元元.

(備考)

- 年月の右上に●のあるものは、その時点での叙任であることを示す。
- 真福の③は「舒弗郎」として現われている。
- 金庾信は④のあと文武8年10月に太大角干となり、同9年5月条にも太大角干として現われている。
- 日原は①の前に太宗7年9月条に沙飡として現われている。
- なお、表にはみえないが、金龍樹(春)は真平44年2月・善徳4年10月各条では伊飡として現われているが、金庾信伝では真平51年段階で波珍飡としてみえている。また、金三光も、「新羅本紀」では神文3年2月段階で波珍飡となっているのに対し、金庾信伝では文武13年で既に伊飡であったとしている。『三国史記』全体の記述からすればこれらを含めるべきとも思うが、本紀と列伝というように記載場所が異なるので上表からは省いた。

庾信は大角干→伊飡→大角干→太大角干という順序で「新羅本紀」に現われているが、「職官志」上では太宗7年の論功行賞で大角干を授けられたとあり、これによれば、大角干となったのは伊飡で上大等に任じられた太宗7年正月よりも後のことになるので、太宗2年10月条の記述は、後に大角干となったという事実から誤って記されたという可能性はある。

文王は伊飡→迎飡→伊飡、愷元は伊飡→大阿飡→伊飡という順で現われ、任泰も角干→伊飡→角干と移ったことを示しているような記述がある³⁾ので、彼等の最物の官位は追記あるいは誤記ともみられるが、しかし、いずれも太宗2年3月にそれらに叙されたところがあるので、庾信の場合のように誤記であるとは必ずしも言えないと考えられる。

智鏡は文王等と同時に伊飡となり、文武7年7月に波珍飡、同8年3月に波珍飡で中侍に任じられている。中侍(侍中)任官記事のほとんどにそれらの官人の官位が記されているが、このことは中侍(侍中)に任じられた宮人に関する記録が『三国史記』編纂時まで残っていたことを示すと考えられるのであり、智鏡が伊飡から波珍飡に移ったとする所伝は信頼しうと思う。真福は文武5年2月に伊飡で中侍となり、その後迎飡で現われている。伊飡となる以前の段階で迎飡であり、文武5年以後の官位が編纂時まで伝わっていなかったとしても、次章でみるように、編者は遅くとも文武王の段階では、「十七等官位」を「位」として考えていると思われるので、伊飡となる以前の官位をことさら文武8年6月段階の官位として記したとは考えられない。従って、真福が伊飡から迎飡となったという所伝は信頼できると思う。文忠は、太宗2年正月に中侍を免じられて伊飡となり、その後迎飡で現われている。中侍から伊飡となったという所伝は中侍関係記事とみてよいと思われるのであり、後に迎飡で現われていることについては真福の場合と同様に考えられるので、これも否定しうる所伝ではないであろう。

日原は沙飡→大阿飡→阿飡、良凶は大阿飡→阿飡→大阿飡→波珍飡、祐徴は大阿飡→阿飡とそれぞれ移ったように伝えられているが、大阿飡と阿飡の相違は「大」字の有無だけであるので、大阿飡と阿飡のいずれかが誤記であるという可能性はある。ただし、祐徴については、2回大阿飡で登場した後、3回連続して阿飡で現われているのであり、他の2人の場合とは事情を異にするとと思われる、従って単純な誤記とは速断できるものではなく、また、その一方、彼は後に王(神武王)となるような有力者であるから、阿飡が第6位の官位であるとする、これまた理解に苦しむことになる。この問題については後で考えることとし、ここでは、何らかの問題をはらむ記述ということだけにしておきたい。

俊崑(後の昭聖王)は、元聖条では7年10月段階で大阿飡であるのに対し、昭聖条に載す経

歴では元聖6年に既に波珍滄となっていたとある。ここではいずれかの所伝が誤っている可能性は否定できず、官位が下ったことを示すものとするには保留しなければならない。

彦昇(後の憲徳王)は、元聖10年2月条で迎滄、哀莊条では阿滄兵部令で摂政したとあり、憲徳条に載す経歴では、元聖7年に迎滄、同11年に伊滄で宰相となり、哀莊元年に角干、同2年に御龍省私臣となり、まもなく上大等となったとある。相違するところは阿滄と角干だけであると考えるよからう。いずれかが誤伝・誤記であるのか、伊滄→阿滄→角干あるいは伊滄→角干→阿滄と移ったのか、というようなことが考えられるであろうが、ここでは不明とせざるをえない。

均貞は大阿滄から伊滄を経て、阿滄で上大等となっている。官位が下ったことになるが、このようにみなすことに問題がないわけではない。阿滄で最高官職たる上大等に任じられたと伝えられているのはこの均貞だけであるが、前記の彦昇も、哀莊条と憲徳条のそれぞれの所伝を混合すれば、阿滄で上大等であったかのごとくである。しかし、彦昇はその一方で、伊滄から角干となってから上大等に任じられたという所伝もあるので、阿滄が角干の誤伝・誤記という可能性は否定できない。このことを均貞にあてはめれば、阿滄が角干の誤伝・誤記であるという可能性も否定できないように思われる。

雄元については、正伝か誤伝かを傍証するものは存在しない。

舒玄は太宗妃の父・文武の母の父としての官位、礼英は憲徳妃の父・神武の祖としての官位、忠恭は憲徳14年3月段階の官位と関哀の父としての官位、啓明は文聖10年段階の官位と景文の父としての官位、がそれぞれ伝えられている。王の縁者が既に故人の場合であれば最終的に到達した官位あるいは叙された最高の官位が記されるのが一般と思われることからすれば、舒玄が太宗段階で、礼英が憲徳段階で、それぞれ既に死去していたのであれば、所伝が異なることそれ自体が問題であろう。また、彼等が太宗段階・憲徳段階では生存し、文武段階・神武段階では死亡していた場合、あるいはいずれの段階でも生存していた場合には、彼等の官位が下ったことになり、このことは忠恭・啓明の場合にも当然共通することである。いずれにせよ、これら4人に関する所伝については、従来の「十七等官位」に対する理解では解決しえない問題が生じると言えよう。

以上を要するに、「新羅本紀」の中には、たとえそれが一時的なことではあれ、官位が下っている官人や、官位についての所伝が不可解な官人が存在するということである。文王・愷元・仁泰・智鏡・真福・文忠・舒玄・礼英・忠恭・啓明がそれであるが、「新羅本紀」に官位が記されている官人は360人を超える⁴⁾ので、このことからすれば、彼等10人は無視しうる数と言えるかもしれない。しかし、「新羅本紀」の複数箇所に異なる官位で現われている者は59人であり、官位制が成立した下限と言われる法興王代⁵⁾以降に限ると50人となるが、10人は前者の17%、後者の20%となるのであって、決して無視しうる人数とは言えないと思う。むしろ、重要な問題を提起しているように考えられるのである。

3. 「十七等官位」について

前章でみたところからすれば、十七等官位のうち、阿滄以上、とくに大阿滄以上については、それらをそのまま純粹の官位とすることに疑問をいだかざるをえなくなるであろう。むしろ官位そのものではないのではないかという感じをいだくのである。

それでは、これらの「官位」は果たして何であったのか。『三国史記』『三国遺事』から「官位」の性格を示していると思われる記述を抽出すると次のようになる(①～④は『三国史記』、

⑮～⑰は『三国遺事』)。

- ① 又設官有十七等。(儒理9年春条)
- ② 宜位酒多。在伊滄之上。……酒多後云角干。(祇摩即位前条)
- ③ 中侍文忠改伊滄。文王爲中侍。(太宗5年正月条)
- ④ 賜庾信位太大角干。仁問大角干。已外伊滄將軍等並爲角干。蘇判已下並增位一級。(文武8年10月22日条)
- ⑤ 以禮徵爲上大等。義琮爲侍中。良順爲伊滄。(文聖2年正月条)
- ⑥ 新羅官號。因時沿革。不同其名言。唐夷相雜。其曰侍中・郎中等者。皆唐官名。其義若可考。曰伊伐滄・伊滄等者。皆夷言。不知所以言之之意。當初之施設。必也職有常守。位有定員。……第三儒理王設位十七等。……(「職官志」上)
- ⑦ 大角干……於前十七位之上加之。非常位也。(「職官志」上)
- ⑧ 太大角干……於前十七位及大角干之上加此位。以示殊尤之禮。(「職官志」上)
- ⑨ 於是授太大舒發翰之職。(金庚信伝下)
- ⑩ 加官波珍滄。(居柒夫伝)
- ⑪ 大王嘉尚仁問功業。授波珍滄。又加角干。(金仁問伝)
- ⑫ 追録功。授蘇判兼倉部令。轉侍中兼兵部令。(金陽伝)
- ⑬ 尋加伊滄兼相國。(金陽伝)
- ⑭ 事眞平大王爲伊滄。轉兵部令。(金后稷伝)
- ⑮ 伊滄金周元初爲上宰。王爲角干。居二宰。(紀異卷2元聖大王条)
- ⑯ 賜爵阿干。(紀異卷2神武大王条)
- ⑰ 又賜級干職。(紀異卷2處容郎条)

『三国史記』編者の「十七等官位」についての解釈が明確に現われているのは⑥⑦⑧である。いずれも「位」として理解しているが、⑥では伊伐滄・伊滄等を「官号」とし、侍中・郎中と比較しているのであるから、その一方で、官職ともみなしていると言える。しかし、⑦⑧を勘案すると、伊伐滄・伊滄等が初期の段階で官名であったとしても、遅くとも文武王段階では「位」であったと解していると考えられる。このような官位としてみている記述としては②④を挙げることができ、『三国遺事』でも⑩をそれとすることができる。しかし、それら以外のものは「位」とみなしては理解できないものと思われる。以下、具体的にみて行くことにしよう。

①⑨⑩⑰は「官位」を「官」「職」と明記しているものであり、『隋書』『北史』の新羅伝や『通典』の記し方と軌を一にするものである。

③は中侍文忠を解任して伊滄としたというものであるが、前述のように、中侍・侍中に関する資料が『三国史記』編纂段階まで残っていたと考えられることからすれば、この記述もオリジナルな資料にもとづいているのではないかと思う。⑭も③と同じようなものであり、これらは伊滄を中侍・兵部令と同じ性格のもの、すなわち、官職とみなす記述とできるであろう。⑤では、③や⑭ほど直接的ではないが、上大等・侍中の任官と並記する形をとっており、間接的なものではあるが、伊滄をそれらと同じ性格のものとしていると言える。

金仁問は「新羅本紀」真徳5年2月条に波珍滄で入唐朝貢し宿衛したことがみえるが、金仁問伝では⑪にみられるように、百済との戦役での功で波珍滄を授けられたとなっている。真徳5年の段階で波珍滄であった仁問は、入唐宿衛することによってそれを解かれ、百済との戦役で功をたてたことによってまた波珍滄が授けられ、さらに角干を加えられたということになる。真徳5年2月条の波珍滄が追記または誤記であるとしても、太宗によって波珍滄と角干とが授

けられたと列伝にみえることは問題となるように思われる。太宗による論功行賞は7年11月末から8年2月の間に行われたと考えられ⁶⁾仁間は文武元年6月（『三国史記』は当年称元法をとっているの、これは太宗8年6月に相当する）条に、

入唐宿衛仁間・儒敦等至告王。皇帝己遣蘇定方。……

とあることから、行賞のあとにすぐ入唐したと考えられるので、波珍飡を授けられた後に角干に移ったとは考えがたく、同時に授けられたとみるべきであろう。とすれば、2つの官位が同時に与えられたとは考えられないことである。⑮では角干は上宰と並べられる「宰」とされている。「上宰」がどのようなものであるかは不明としなければならないが、官位名ではないことは確かと思われ、また、角干は「宰」とも表現されるものでもあることから、⑮の角干は官位名ではないとすべきであろう。仁間における角干もこのような性格のものと考えられるのであり、純粹の官位名ではなく、官職的な要素を多分に有するものとみられるのである。また、⑩では波珍飡に角干を加えたとしているのであるから、両者を性格を異にするものとするよりは同じ性格のものとした方が良いでしょう。波珍飡も官職的色彩が濃厚なものと言える。

⑫⑬では、蘇判と倉部令、伊飡と相国とがそれぞれ「兼」で結ばれている。官位と官職とが「兼」で結ばれることは疑問であるから、このような記し方も蘇判（迎飡）・伊飡を官職とみなすものであると考えられるであろう。

以上のように、②④⑥⑦⑧⑩⑬以外は官職とした方が理解しやすいことを示していると考えられる。そして、それらの中にはオリジナルな資料にもとづく記述と思われるものもあるのである。前述のように、『三国史記』編者は、「職官志」上の記述にみられるように、「十七等官位」を「位」として見ていたと思われるのであるが、「新羅本紀」や「列伝」の中には官位とはみなせない記述が存在している。しかも、前章でみたような官人の「官位」の降下等の不可解な所伝が「新羅本紀」にみられるのである。このようなことは、編者による加筆や造作が全面的には及ばなかったというよりは、むしろ加筆や造作を及ぼすことができなかったことを示しているのではなかろうか。⑥にみられるように、編者は伊伐飡・伊飡等を夷言の官ともしているのであるが、このように記していること自体、官位とは考えながらも、不可解なところがあることを、編者自身が告白しているのではあるまいか。(補注)

編者が「十七等官位」を「位」としてとらえたのにはそれなりの理由があり、そのうちの多くは官位名となっていたのであろう。四重阿飡が存在したことからして、阿飡以下は官位として機能していたことは確かと思われ、また、阿飡が官位名として存在したことからすれば、大阿飡も官位名であった可能性はあると思う。しかし、大阿飡以上が官職的要素・性格を強くもつことは否定しがたいのである。

『三国史記』色服志には、

伊飡・迎飡、錦冠。波珍飡・大阿飡・衿荷、緋冠。上堂・大奈麻・赤位大舎、組纓。

という冠の規定が記されている。この制は法興王代に成立したものと考えられており⁷⁾伊飡～大阿飡は官位、衿荷～赤位大舎は官職とされている⁸⁾しかし、このように2つに区分して考えることは不自然であり、伊飡～赤位大舎を同じ性格のものと考えた方が良いでしょう。すなわち、大阿飡以上を官職とする私見に従えば、官職に対する冠色規定として一本化できるのである。

角干飡(伊伐飡)～大阿飡を官職であったとした場合、これらが官位である阿飡の上に位置づけられていることが問題となるが、四重阿飡の存在からして、阿飡よりも上位の官位が存在したことは明らかであり、その上位の官位の官人がそれらに任じられたことによると考えればよいであろう。また、①角干・②伊飡・③迎飡・④波珍飡・⑤大阿飡とされたことについては、「色服志」の規定から知られるように、それらは全く対等の関係というのではなく、中国の官

品制で同じ品階の中でも官の高下があったことと同様の事情を考えればよいと思う。

以上のように角干～大阿飡を考えれば、官位が昇降しているように見えるのは、実は官職を移りかわったに過ぎないことになる。また、このようにみれば、最高官職たる上大等に第五位とされている大阿飡からも任官者が出ていることも理解できる。「新羅本紀」聖徳19年正月条に裴賦が大阿飡で上大等に任じられたことが記されているが、当時、順元は伊飡、思恭・文林は波珍飡で中侍であった。上級官職には上位の官人が任じられてしかるべきと思われるが、そうとすれば、当然、順元等が上大等に任じられるべきではなかろうか。上大等に任じられた官人には伊飡のものが圧倒的に多いが、このことは波珍飡や大阿飡よりも伊飡の方が相対的に地位が上であったことによるのであろうが、裴賦の場合のように、伊飡や波珍飡の官人が存在していたにもかかわらず、大阿飡の裴賦が任じられていることは、角干～大阿飡が官位としては同等の官人が任じられる官職であったと考えることで問題が解消すると思う。

ところで、武田幸男氏は、『翰苑』所引『高麗記』に高句麗の第1位の官位とされる大対盧について、

惣知國事。三年一代。若稱職者。不拘年限。交替之日。或不相祀服。皆勒兵相攻。勝者爲之。其王但閉宮自守。不能制禦。

と記していることから、当時の高句麗の官位とは「三年一代」というように下ることがあるものとされている⁹⁾官位の降下がありうるという武田説は上述の私見の前提を崩すものであるから、少しこのことについて検討することにした。

『旧・新唐書』高麗伝は、泉蓋蘇文は建武⁽⁶⁴²⁾16年に莫離支となり、乾封⁽⁶⁶²⁾元年に死んだ後、その長子男生が代って莫離支となったとするが、『泉男生墓誌銘』では、蓋蘇文は太対盧であり、男生は28才で莫離支⁽⁶⁶¹⁾、32才で太莫離支⁽⁶⁶⁵⁾となったとある。蓋蘇文は、『新唐書』高麗伝によると、父の後を継いで東部大人・大対盧となり、間もなく諸大臣と王を殺して自ら莫離支となったという。莫離支は太太兄の異称と考えられる¹⁰⁾が、絶大な権力を握った蓋蘇文が大対盧より下位である莫離支に自らなったとはやはり考えがたいのではなかろうか。蓋蘇文執政期に泉氏以外の大対盧が存在したらしい¹¹⁾ことから、『泉男生墓誌銘』の如く、蓋蘇文が太対盧であったことは首肯されるべきである。しかしながら、その一方、蓋蘇文が莫離支＝太太兄であったこともまた否定しがたいのである。太対盧であり、莫離支でもあったということを合理的に解釈するには、いずれも官職とみるか、あるいは、前者を官職、後者を官位とみるかのいずれかとすべきと思われる。『泉男生墓誌銘』にみえる「十三等之班次」を武田氏は大対盧以下の官位で、最後の自位を除いたものとされた¹²⁾が、高句麗滅亡時に自位が存在したことは、自位の官人に烏知なる新羅官位が授けられた¹³⁾ことから明らかであるので、「十三等」には自位を加えるべきと思う。このことからすれば、莫離支＝太太兄以下自位に至るまでを官位＝「十三等之班次」と考えるべきであろう。すなわち、太対盧・大対盧は官職と考えるべきものと思われるのであり、官位降下がありえたとする論拠にはなりえないと考える。

角干～大阿飡は、以上のように、官職とみるべきものと思われるが、しかし、これらが律令官制における中侍のようなものでもないことは言うまでもない。伊伐飡（舒弗郎・角干）に任じられた官人には、「知〔内外〕兵馬事¹⁴⁾」「參國政¹⁵⁾」「委以機務¹⁶⁾」「委以軍國之事¹⁷⁾」というような記述がしばしばみられ¹⁸⁾、伊飡の者にも「參政事¹⁹⁾」「知〔内外〕兵馬事²⁰⁾」「委軍國政事²¹⁾」「委軍國事²²⁾」という記載がある。このような記述は炤知8年2月条をもつて終わるが、これにかわり、法興18年4月条には「押伊飡哲夫爲上大等。摠知國事。上大等官始於此。如今之宰相」とあり、真智元年条には「伊飡居柒夫爲上大等。委以國事」とある。上大等設置以前では伊伐飡（舒弗郎）や伊飡が上大等に相当する職を行っていたと『三國史記』

編者が考えていたことは明らかであろう。そして上大等設置以後は伊伐滄・伊滄等が従来の役割を果たさなくなったとしていることも、法興王代以後の記述をみれば明らかなことである。伊伐滄・伊滄等が本来官職であったことは、前述のように、「職官志」の理解に現われており、「新羅本紀」の記述はこれに対応するものであるが、これらには複数の官人が任官されているようである²³⁾。このような記述が正当性をもっているならば、上大等設置以前には伊伐滄等は複数の官人から構成される執政官的なものであったが、上大等設置以後にはその権能を喪失したことになる。しかし、官職としての性格を有していたことは前述のとおりであり、その一方、官位ともみなされるようなものとなっていたことも否定しえない。そこで、想定しうことは、中国の「散官」の如きものに変化していったということである。

このように考えると、前掲の表では阿滄も含めて「官位」が昇降している官人がみられるので、阿滄も角干～大阿滄と同様の性格のものともみられるかもしれない。しかし、前述のように阿滄が官位であったことは確かであるし、たとえ官職としての阿滄もあったとしても、角干等とは格の違うものであったと考えられる。また、阿滄をすべて誤記とするのも疑問と思われる。たしかに単純な誤記の可能性のあるものも存在するが、前述のように、金祐徴・金啓明の場合は誤記と断定することはできない。前章では金彦昇・金均貞の阿滄をそれぞれ角干・伊滄の誤記の可能性は否定できないと記しておいたが、角干・伊滄を阿滄と書き誤ることの蓋然性からすれば、やはり単純な誤記とは思えない。このように角干や伊滄などから阿滄に移ったかのような記述が否定しえないものであり、阿滄が角干～大阿滄の如き官職と考えることができないとすれば、このような阿滄は果たしてどのような性格のものであったのであろうか。このような阿滄を官位のそれと考えることの不自然さは言うまでもないことであろう。後の憲徳王である彦昇のようなものでさえ阿滄として、その一方では当時角干であったという伝もあるが、登場していることが根拠のないことではないとすれば、「阿滄」はそのような有力者をも含む官人たちを意味するものではなかったであろうか。『高麗史』に阿干・大阿干が新羅の最古の官人に対する称呼であることが指摘されていること（前掲の宮崎説の根拠の①）を考えれば、阿滄以上を一括した称呼があったとしても不思議なことではないと思う。日本古代においても、律令制下の五位以上の官人を「臣」で一括する表現があった²⁴⁾からである。以上の考え方に大過ないとすれば、前掲表の「阿滄」を誤記とすることも必要ではないように思われる。

4. むすびにかえて

前二章で検討したところでは、大阿滄以上は一括して1つの官位としてとらえることができるものであり、また角干～大阿滄は「散官」的なものであり、阿滄は官位名であるとともにそれ以上の官人もを表わすものであった、ということになる。角干～大阿滄に任官された人々の官位名を明らかにできなかったが、宮崎説の論拠の①や阿滄でそれ以上の官人を表現したとみられることからすれば、「大阿滄」と考えるのが妥当と思われる。それはいずれにせよ、以上のように新羅の官位を考えると、「17階」ではなく、「13階」となる。この階数を基礎に、高句麗・倭の官位との関係についての憶測を述べ、むすびにかえることにしたい。

高句麗の官位は、前述のように、太太兄から自位に至る13階であり、新羅のそれに対応している。ただ新羅では最下位の造位が、高句麗の自位の官位の者がその滅亡後に新羅の烏知を与えられていることから、文武朝には、存在しなかったとみられる。しかし、新羅は高句麗の影響を受けて発展したことからして、高句麗の官位制の影響の下にその官位制が成立したとみられる。そして、新羅では嶽干以下の外位が一吉滄以下の内位に対応している²⁵⁾が、中国では正

五品上以下に視流内品が対応している。日本でも正五位上以下に外位が存在しており、これは中国の視流内品の制に対応させられたものと考えられている²⁶⁾ことからして、新羅も同様とみられるのではなからうか。とすれば、一吉飡は正五品となり、これを基準とすれば、角干～大阿飡は正四品、阿飡は従四品、以下順に対応させると小烏は従九品となる。高句麗の官位と新羅のそれが対応するとすると、太夫兄は正四品に相当すると思われる。なお、新羅の造位と高句麗の自位は従九品より下位となるが、これらは中国の未入流に対応するものとみられる²⁷⁾。わが国の冠位十二階は律令制下の正四位上以下にあたる²⁸⁾が、また、中国の正四品以下に対応している。高句麗・新羅・倭は7世紀中葉まではそろって四品以下に相当する官位しかなかったことになり、百済もそうであった可能性も指摘されている³⁰⁾。

中国文献にしばしば現われている「大臣」なるものがそのまま官職名となっているのはわが国だけであるが、高句麗には大対盧、新羅には上大等がそれぞれ最高官として6世紀には存在していた。大対盧・上大等とも「マカリダロ」と訓まれるもので、「大臣」を自国の音の表現に改めたものと考えられている³¹⁾。即ち、高句麗・新羅・倭は共通して「大臣」を最高官としていたことになる。わが国の大臣が大徳以下の冠位を超越する存在であった³²⁾のに対し、高句麗・新羅の場合は官位を有しているが、実際上は一般の官人を超越するものであった。大対盧・上大等・大臣ともに、実質上、従三品以上の官に相当するものであった。そして、中国では「大臣」とは、正史に現われている「大臣」を含む表現や「大臣」として現われる官人の官品などから、従三品以上の官職に任じられている官人を表わす語と考えられる。このようなことから、中国の「大臣」がまず高句麗に導入されて大対盧となり、高句麗の影響下にあった新羅が、高句麗・百済から自立して発展しはじめる6世紀初頭段階で、それにならって上大等を置き、さらにわが国がいずれからとは確定できないが、それをとり入れて大臣を置いた、という想定ができるのではなからうか。「大臣」は従来「オオオミ」と訓まれ、連姓氏族の代表である大連に対して、臣姓氏族の代表とされてきた。しかし、「大臣」を「オホオミ」とする訓は『日本書紀』の古訓などにはほとんどみられず、「オホマヘツキミ」系統のものが圧倒的であり、「オホオミ」なるものも官職としての「大臣」を表わす訓ではないようである。律令制下の五位以上に相当する有力官人を表わす「臣」があったことからすれば、このような「臣」の大なるものというような「大臣」であっても不審とするには及ばないと思う。このことについてはいずれ論稿を公表して批判をおおぎたいと考えているが、ここでは高句麗・新羅の官位制と倭の冠位を比較することから、三国の共通性を指摘しておくにとどめたい。

注

- 1) 宮崎市定「三韓時代の位階制について」（『アジア史論考』中巻所収）
- 2) 武田幸男「新羅の骨品体制社会」（『歴史学研究』299号）など
- 3) 「新羅本紀」文武8年10月22日条に「伊飡將軍等並爲角干」（本文第3章の史料④）とあり、仁泰はこのときに伊飡から角干に移ったとしているようである。
- 4) 管見では364人である。
- 5) 武田幸男「新羅官位制の成立」（『朝鮮歴史論集』上巻所収）
- 6) 「新羅本紀」太宗7年11月22日条に、「王來自百濟。論功」とあり、金庾信伝には「冬十一月二十日至京。賜庾信田五百結。其餘將卒賞賜有差。」とあって、太宗7年11月下旬に論功行賞が行われたとしている。8年2月には百済殘党との新たな戦いが始まっているので、遅れた者でもこの頃までに行賞が行われたと考えられる。

- 7) 武田幸男「新羅・法興王代の律令と衣冠制」(『古代朝鮮と日本』所収)
 - 8) 武田幸男「新羅の骨品体制社会」(前掲)など。
 - 9) 武田幸男「高句麗官位制とその展開」(『朝鮮学報』86号)
 - 10) 武田幸男「高句麗官位制とその展開」(前掲)
 - 11) 武田幸男「高句麗官位制とその展開」(前掲)
 - 12) 武田幸男「高句麗官位制とその展開」(前掲)
 - 13) 『三国史記』職官志下
 - 14) 「新羅本紀」奈解12年正月・同25年3月・同27年10月・助賁15年正月・味鄒2年正月各条
 - 15) 「新羅本紀」奈解10月2月・沾解2年正月・炤知8年2月各条
 - 16) 「新羅本紀」儒礼2年2月条
 - 17) 「新羅本紀」実聖2年正月条
 - 18) ただし、このような記述は伊伐浚・舒弗郎にみられるが、角干にはみられない。
 - 19) 「新羅本紀」祇摩2年2月・同18年秋各条
 - 20) 「新羅本紀」逸聖3年正月・同18年2月・基臨2年正月各条
 - 21) 「新羅本紀」阿達羅元年3月条
 - 22) 「新羅本紀」助賁元年条
 - 23) 「新羅本紀」文武9年冬条には角干7人・伊浚5人・蘇判4人・波珍浚6人・大阿浚12人という記述がある。
 - 24) 『日本書紀』天武13年閏4月丙戌条に、「親王以下，逮于諸臣，並罰之。大山位以下者可罰々之，可杖々之。」という記述がみられるが、ここにみえる「諸臣」は律令制下の五位以上にあたる小錦以上を意味している。このような「臣」はその他にも幾つかみられるのであり、「大化薄葬令」の中にみられる上臣・下臣も同じ用法である。
 - 25) 『三国史記』職官志下
 - 26) 曾我部静雄「中国の品階制度と我が位階制度」(『律令を中心とする日中関係史の研究』所収)
 - 27) 宮崎市定「三韓時代の位階制について」(前掲)
 - 28) 黛弘道「冠位十二階考」(『東京大学教養学部人文科学科紀要』第17輯)
 - 29) 宮崎市定「三韓時代の位階制について」(前掲)
 - 30) 宮崎市定「三韓時代の位階制について」(前掲)
 - 31) 末松保和「新羅建国考」(『新羅史の諸問題』所収)
 - 32) 黛弘道「冠位十二階考」(前掲)
- (補注) 中国正史ではしばしば官職を「位」として記述している。このことからすれば異とするに及ばないかもしれないが、官職と官位を混同しているにすぎない、との考えも可能であろうが、混同している記述を素材に新羅の官位制を云々することはやはり疑問である。